

令和2年 No.10

○国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の制定について

制定理由

本学における学術指導に関し、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和2年1月20日 教育実践研究推進本部 審議・承認

令和2年2月12日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程を次のように制定する。

令和2年2月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年規程第5号

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程を別紙のとおり制定する。

## 国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程

〔 令和 2 年 2 月 13 日  
規 程 第 5 号 〕

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における学術指導に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「学術指導」とは、本学が会社その他の団体からの委託を受けて、本学の専任教員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって当該委託をした会社その他の団体（以下「委託者」という。）の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「部局」とは、各学系、次世代教育研究センター、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、国際教育センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター、大学院連合学校教育学研究科、各附属学校及び附属学校運営部をいう。
- (3) 「学術指導者」とは、学術指導を実施する本学の専任教員をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成 16 年規程第 18 号）第 2 条第 3 号に規定する権利をいう。

### (学術指導の実施)

第 3 条 学術指導は、原則として学術指導を行う教員の職務と同一のもの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の研究・教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

### (学術指導の申請)

第 4 条 学術指導を委託しようとする者は、所定の申込書を学術指導者の所属する部局の長（以下「所属部局の長」という。）を経て、学長に提出するものとする。

### (受入れの決定)

第 5 条 学長は、前条の申込書を受理したときは、所属部局の長と協議の上、受入れの可否を決定する。

- 2 学長は、受入れを決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

### (通知)

第 6 条 学長は、受入れを決定したときは、所定の受諾書に記名押印し、委託者に送付するとともに、その旨を所属部局の長、学術指導者及び契約担当役に通知するものとする。

### (学術指導料等)

第 7 条 学術指導料は、1 時間当たり 1 万円を標準とし、学術指導の遂行に伴い追加的に必要となる経費（交通費及び宿泊費等）は、学術指導料とは別に委託者の負担とする。

- 2 前項の学術指導料には、学術指導の遂行に関連して直接使用する経費以外に必要なとなる光熱水料、研究で使用する大学のインフラ整備・維持管理費、管理事務経費等の学術指導の実施に伴い生じる大学の管理運営に係る諸経費（以下「間接経費」という。）を含むものとし、学術指導料の 3 割に相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人等であって間接経費が措置されていない場合で、学長がやむを得ないと認めた場合

- (2) その他学長が特に認めた場合

- 3 前 2 項の規定により難しい場合、委託者及び学長が協議の上、定める額とすることができる。

### (経費の経理)

第8条 学術指導料は、本学の会計を通して経理しなければならない。

(中止又は期間の変更)

第9条 学長は、やむを得ない理由があると認める場合は、委託者と協議の上、学術指導の中止又は期間の変更を決定することができる。

2 前項の手続きは、所定の変更申込書により行うものとする。ただし、天災等によりやむを得ず学術指導を継続できない場合については、この限りでない。

3 学長は、前2項の規定により当該学術指導の中止又はその期間の変更を決定した場合には、教育研究評議会に報告するとともに、その旨を委託者、学術指導者、所属部局の長及び契約担当役に通知するものとする。

(秘密の保持)

第10条 学長は、学術指導の実施に際して、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、委託者と協議の上、非公開とすることができるものとする。

第11条 学長は、学術指導による成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には前条に規定する秘密保持の義務を遵守するとともに、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、委託者と協議の上、定めるものとする。

(事務)

第13条 学術指導の受入事務は、財務・研究推進部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、学術指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。